

医療法人社団松誠会 介護老人保健施設 たきざわ
短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）運営規程

（事業の目的）

第1条 この規定は、医療法人社団松誠会が開設する介護老人保健施設 たきざわのうち短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に係る施設（以下「施設」という。）の適正な運営のために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切かつ円滑なサービスの提供を行うことで、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的な介護負担の軽減を図ることを目的とする。

（短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の運営方針）

第2条 施設は、在宅における利用者に対し、担当居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（介護予防にあっては地域包括支援センター等が作成した介護予防サービス計画）に基づき、必要に応じて短期入所療養介護計画（介護予防にあっては介護予防短期入所療養介護計画）を作成し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう努め、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるように在宅ケアの支援に努める。

2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努める。

3 事業の実施にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（施設の名称及び所在地等）

第3条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

（1）施設名	医療法人社団松誠会 介護老人保健施設 たきざわ
（2）開設年月日	平成28年2月1日
（3）所在地	岩手県滝沢市鶉飼笹森42番地2
（4）電話番号	019-684-1154
FAX	019-613-3021
（5）管理者名	施設長
（6）介護保険事業者番号	0371600164号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 当施設の従事者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人
・施設の従事者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 医師 1人
・利用者の症状及び心身の状況、日常的な医学的管理を行う。
- (3) 薬剤師 1人(併設病院兼務)
・服薬管理・指導を行う。
- (4) 看護職員 17人以上
・利用者の健康管理に関すること。
- (5) 介護職員 25人以上
・身の周りの世話及び介護業務を行う。
- (6) 支援相談員 1人
・利用者及びその家族からの相談に適切に応じる。
- (7) 理学療法士 1人
・リハビリ業務全般を行う。
- (8) 作業療法士 2人以上
・リハビリ業務全般を行う。
- (9) 言語聴覚士 0人
・リハビリ業務全般を行う。
- (10) 管理栄養士 1人
・利用者の給食献立の作成、嗜好調査及び栄養指導ならびに栄養ケアに関すること。
- (11) 介護支援専門員 1人
・施設サービス計画の作成に関する業務を担当する。
- (12) 事務員 2人
・施設の事務を担当する。
- (13) 調理員等 委託(病院兼務)
・調理に関する業務。

(利用定員)

第5条 短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。ただし、災害時等、緊急時やむを得ない場合はこの限りではない。

(短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)のサービス内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)サービスが法定代理受領サービスであるときは、負担割合証の負担割合の額とする。

2 食費、居住費の利用料については、次のとおりとする。

なお、厚生労働大臣が定める利用者負担段階第1段階、第2段階、第3段階の該当者については、市町村から交付される「介護保険負担限度額認定証」に記載された負担限度額を利用者負担額とする。

区分	サービス内容略称		1日あたり	1食あたり			
				朝食	昼食	夕食	備考
食費	食費	利用者負担第1段階	300円	481円	482円	482円	食費は介護保険負担限度額認定を受けている方は負担段階により1日あたりの金額が上限額となります。
		利用者負担第2段階	600円				
		利用者負担第3段階①	1,000円				
		利用者負担第3段階②	1,300円				
		上記以外の方	1,750円	490円	630円	630円	
居住費	従来型個室 (1日につき)	利用者負担第1段階	490円	居住費は介護保険負担限度額認定により左記の料金を負担していただきます。			
		利用者負担第2段階	490円				
		利用者負担第3段階	1,310円				
		上記以外の方	1,640円				
	多床室 (1日につき)	利用者負担第1段階	0円				
		利用者負担第2段階	370円				
		利用者負担第3段階	370円				
		上記以外の方	370円				

3 前項の利用料等のほか、次に掲げるその他の費用の額の支払を受けることができる。

	項目	金額(税込)	備考
その他	電気料(使用品目1種・1日につき)	55円	家電製品持込の場合(テレビ、充電器等)
	私物の洗濯代	実費	
	特別な食事の費用	実費	特別な食事を提供した場合
	家族控室使用料(1人につき)	1,100円	寝具代含む
	退所時処置料(死体処置料)	5,500円	
	エンゼルセット	550円	
	浴衣代(1枚につき)	1,870円	
	文書料	550円～ 7,700円	各種証明書・診断書等
	健康管理費 予防接種	実費	※接種料金は国や市町村等により設定される場合があります。 ※各市町村の助成制度により自己負担額は変動します。

※ 上記以外にも、利用者・又はその家族(身元引受人等を含む)からの依頼による教養娯楽費等につきましては、実費徴収とさせていただきます。

※ 上記「3その他の費用の額」については利用者様からの申し出につき算定する費用であり、一律に徴収するものではありません。

(通常の送迎の実施地域)

第7条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

盛岡市・滝沢市

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)サービスの提供を受ける際に、次の事項に留意するものとする。

利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

- 2 利用者が外出を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。
- 3 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。
- 4 利用者は、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 施設内において、宗教活動を行ってはならない。
 - (2) 施設内に危険物を持ち込んで서는ならない。
 - (3) 指定された居室は、勝手に変更してはならない。
 - (4) 飲食物を勝手に持ち込んで서는ならない。
 - (5) 所持金その他貴重品については、利用者等の保管を原則とするが、管理しがたい場合は、管理者に申し出て保管を依頼することができる。
- 5 利用者は、住所及び連絡先を必ず施設に報告する。また住所の変更、電話番号の変更は必ず施設に報告すること。
- 6 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)サービスの開始に際し、利用者は介護保険証の提出をしなければならない。
- 7 利用者またはその家族(身元引受人等を含む)は、計画担当介護支援専門員の作成する短期入所療養介護計画(要支援者においては介護予防短期入所療養介護計画)原案の説明を受け、確認のうえ署名により同意するものとする。
- 8 利用者またはその家族(身元引受人等を含む)は、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)サービスの提供に当たり、サービス提供の内容及び費用について説明を受け、署名により同意するものとする。
- 9 利用者またはその家族(身元引受人等を含む)は、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)サービスの提供に当たり、厚生労働大臣が定める基準の負担割合証の負担割合の額と、居住費・食費、その他の費用などに係る費用を支払うものとする。

(非常災害対策)

第9条 施設においては、消防計画に基づき非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を年2回行う。

(衛生管理及び施設従事者の健康管理等)

第10条 施設は使用する用備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を実施する等、常に衛生管理に充

分留意するものとする。

- 2 施設は、施設従事者に対して伝染病等に関する基礎知識の習得に努め、年2回以上の健康診断を受診させるものとする。

(身体拘束について)

第11条 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況等又、緊急やむを得なかった理由等を記録する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずる。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画の作成)

第13条 短期入所療養介護計画（介護予防にあつては介護予防短期入所療養介護計画）の作成に当たっては、担当居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（介護予防にあつては地域包括支援センター等が作成した介護予防サービス計画）に基づき、利用者の日常生活全般を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて短期入所療養介護計画（介護予防にあつては介護予防短期入所療養介護計画）上に位置つけるよう努力する。又、作成に関して解決すべき課題の把握に当たっては、利用者及びその家族（身元引受人等を含む）に面接して行う。

- 2 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者の会議や照会等によりサービス計画の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
- 3 計画担当介護支援専門員は、サービス計画の把握に当たっては、利用者に面接し、モニタリングの結果を記録する。

(苦情処理)

第14条 管理者は、提供した施設サービスに関し利用者やその家族（身元引受人等を含む）から苦情が有った時は、迅速、適切かつ誠実に対応し、解決に向け改善の措置を講ずることとし、利用者及びその家族（身元引受人等を含む）に説明するものとし、当該苦情の内容等は記録をとる。

- 2 自ら提供したサービスに関して、市町村等が行う文書等の提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者やその家族（身元引受人等を含む）からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行い、求められた場合は改善内容を報告する。

- 3 提供したサービスに係る利用者やその家族（身元引受人等を含む）からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が介護保険法第176条第1項第2号に基づき行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行い、求められた場合は、改善内容を報告する。

（事故処理）

- 第15条 サービス提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族（身元引受人等を含む）に連絡し、必要な措置を講じる。又、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。
- 2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。但し、事故の発生が利用者の自己の責任による場合は、その限りではない。

（記録の整備）

- 第16条 事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。
 - （1）提供した具体的なサービスの内容等の記録、市町村への通知に係る記録。
 - （2）苦情の内容等の記録。
 - （3）事故の状況及び事故に際して採った処置の記録。

（その他施設の運営に関する留意事項）

- 第17条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を設け、適切かつ効率的に施設サービスを提供できるよう、従事者の勤務体系を整備する。
- （1）採用時研修 採用後1ヶ月以内に実施
 - （2）継続研修 年1回以上実施

（秘密の保持）

- 第18条 従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族（身元引受人等を含む）の秘密を保持する。従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族（身元引受人等を含む）の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

(附則)

1. この規程は平成28年 2月 1日より施行する。
2. この規程は令和 1年10月 1日より施行する。
3. この規程は令和 2年 2月 1日より施行する (第6条利用者負担額の変更)
4. この規程は令和 2年 3月 1日より施行する (第6条利用者負担額の変更)
5. この規程は令和 3年 8月 1日より施行する (第6条利用者負担額の変更)
6. この規程は令和 5年 4月 1日より施行する (第6条利用者負担額の変更)
7. この規程は令和 6年 4月 1日より施行する (第11条虐待防止の措置に関する事項新設)